

令和 8 年度 第 1 回小樽市地域公共交通活性化協議会

次 第

日 時：令和 8 年 6 月 4 日（木） 13：30

場 所：小樽市役所別館 3 階 第 1 委員会室

1 開 会

2 新委員の紹介について

3 議 事

【協議事項】

（1）令和 7 年度網形成計画に係る事業報告及び協議会決算報告について

- ① 協議会実施事業について・・・・・・・・・・ 資料 1－1
- ② 協議会決算について・・・・・・・・・・ 資料 1－2
- ③ その他網形成計画に係る事業について・・・・・・・・ 資料 1－3

（2）令和 8 年度網形成計画に係る事業計画(案)及び協議会予算(案)について

- ① 協議会実施事業について・・・・・・・・・・ 資料 2－1
- ② 協議会予算（案）について・・・・・・・・・・ 資料 2－2
- ③ その他網形成計画に係る事業について・・・・・・・・ 資料 2－3

（3）令和 9 補助年度小樽市地域内フィーダー系統

確保維持計画（案）について・・ 資料 3

（4）協議運賃関係について

- ① 路線バスの協議運賃改定の検討について・・・・・・・・ 資料 4－1
- ② 協議運賃分科会の設置及び関係要綱等の改正について・・ 資料 4－2

【報告事項】

（1）市内バス路線の状況について（北海道中央バス株式会社）・・ 資料 5

4 その他

5 閉 会

○令和7年6月4日：令和7年度第1回協議会

報告事項
バス路線の廃止（山手中通線・小樽桂岡線）について
自動運転 EV バスの実証運行について
協議事項
令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）（対象：R7.10～R8.9）について
令和6年度事業報告及び決算報告について
令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について
小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定スケジュールについて

○令和7年12月24日（書類送付日）：令和7年度第2回協議会（書面開催）

協議事項
「生活交通確保維持改善計画（案）（バリアフリー化設備等整備事業）」について
令和7補助年度フィーダー系統補助事業評価（案）（対象：R6.10～R7.9）について

○令和8年2月20日（書類送付日）：令和7年度第3回協議会（書面開催）

報告事項
コミュニティバスの新規導入について
協議事項
小樽市地域公共交通網形成計画の一部改定（案）について

※令和8年2月19日に開催予定であったが、当日の悪天候により中止したため書面開催に振り替えたもの。

○バスロケーションシステム活用の周知【令和3年度～】

- ・バスロケーションシステムを誰でも簡単に利用できるよう操作手順資料を作成し、市HPにて公開するとともに、協議会SNSを活用して周知及び利用促進に努めた。（実施主体：市、協議会）
- ・月平均利用者数：R3 8,456人 R4 7,338人 R5 7,710人 R6 8,296人 R7 9,921人

バスロケーションシステムの便利な使い方
 乗りたいバス停にいつバスが到着するかを調べる場合
 バスの到着時刻や遅れが分かります

検索サイトで「中央バス」と入力

「リアルタイム運行情報」をクリック

使い方を読んで「閉じる」をクリック

「北海道中央バス」が出てきたらクリック

アプリの場合は「バス接近情報」をクリック

乗りたいバス停にいつバスが到着するかを調べる場合
 バスの到着時刻や遅れが分かります

まず、「バス接近情報」をクリックしてこの画面にします。

行きたい方向の「のりば」をクリック
 ※事例では小樽駅方面に行くのりばを選択

行きたい方向のバスがいつ到着するか表示されます。遅れも分かります。

「地図で確認」を押すと、いまバスがどこを走行しているか地図で分かります

バスロケーションシステム
 操作手順資料

次に、乗るバス停を入力して、「検索」をクリック

※路線ごとではなく、乗るバス停に来る全てのバスが表示されます。

○バス運行費（市内路線）に対する国庫補助 （フィーダー補助）の活用（令和3年度～）

- ・国庫補助7,160千円（実施主体：交通事業者、協議会）

○乗務員募集に向けた対策（令和5年度～）

●合同企業説明会などへの参加促進、開催周知

（実施主体：市、交通事業者、協議会）

求職者と交通事業者との接点を増加させるため、市から交通事業者に対し、市内で開催される企業説明会への参加を呼び掛けるとともに、市民に対しても協議会SNSを通して説明会への参加を呼びかけた

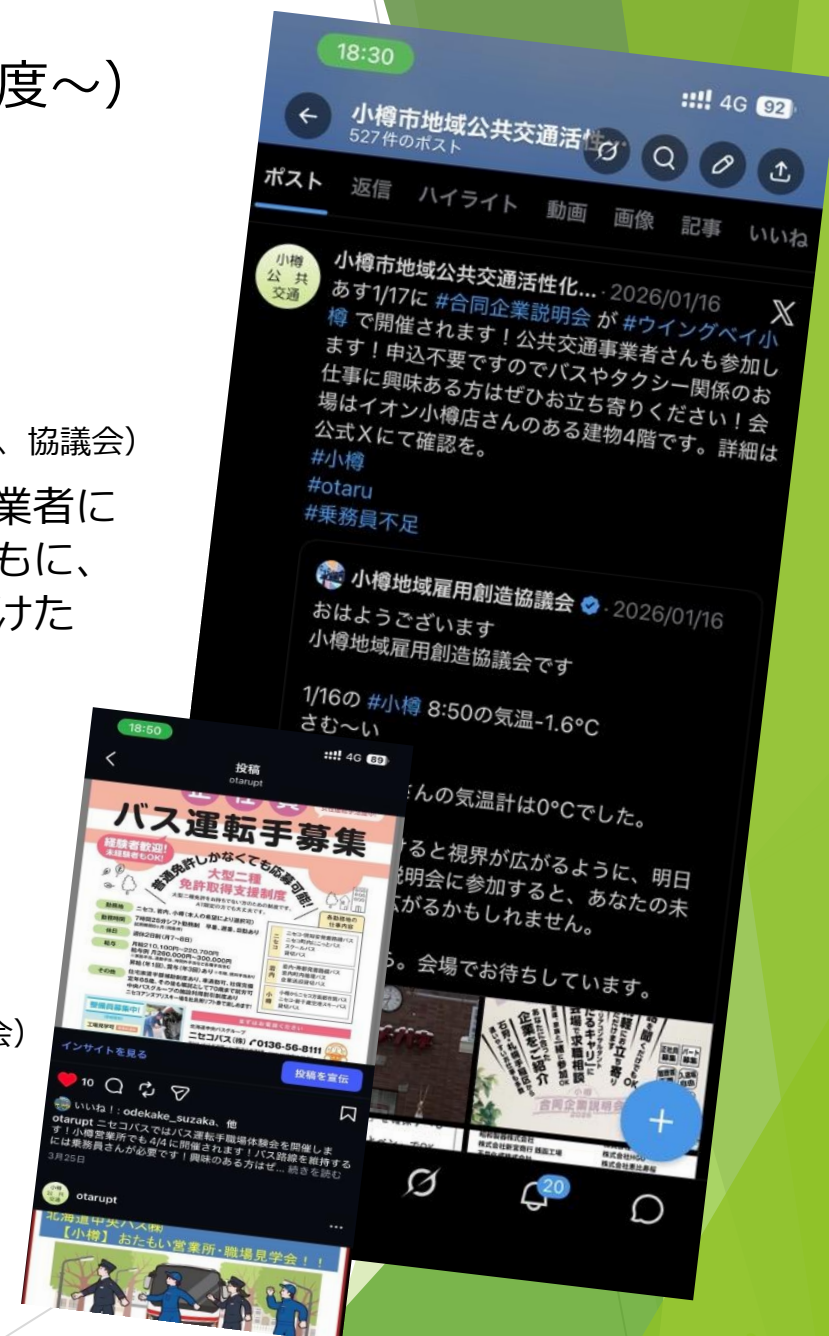
- 6月開催：参加交通事業者2社（参加企業42社、相談者数66名）
- 8月開催：参加交通事業者4社（参加企業57社、相談者数65名）
- 1月開催：参加交通事業者2社（参加企業40社、相談者数105名）
- 2月開催：参加交通事業者2社（参加企業35社、相談者数70名）

●路線バス乗務員確保のための広告宣伝費に関する支援

（実施主体：協議会）

バス事業者が実施する乗務員募集に関する広告宣伝費について支援を実施した。

対象：バス事業者3社、支援額合計450千円



令和 7 年度協議会実施事業（施策 3）市民・交通事業者・行政が連携・協働した公共交通利用に向けた仕組みづくり
（施策 4）地域公共交通の利用促進策の展開

○協議会 SNS や市 HP による情報発信（令和 4 年度～）

令和 6 年度に作成した路線バス利用促進の一助とすることを目的としたショートムービー「かえる」を札幌国際短編映画祭に出展（北海道メディアアワード受賞）し周知に努めた。

また、YouTube では過去に作成したショートムービーなどを配信。X では公共交通について日常的に発信しているほか、運休やダイヤ改正、乗務員募集、バスロケについて継続的に情報発信。Facebook、Instagram 及び Threads も同様の情報を発信した。（実施主体：北海道科学大学、交通事業者、市、協議会）

（協議会 Youtube 総再生回数 3.5 万回 R4.11～R7.5）

検索

『かえる』 OTARU BUS STORY vol.3 【小樽バスストーリー vol.3】

小樽市地域公共交通... チャンネル登録者数 232...

チャンネル登録

55 共有



お出かけは
路線バスで!

小樽の路線バスはこんなに便利!

バス路線はなんと33路線! 豊富なバス路線と停留所

小樽がなくても大丈夫! 交通系ICカードで簡単乗車

70歳以上の小樽市民限定 ふれあいバスでオトクに乗車

到着時刻をリアルタイムに確認!

乗って守ろう! 路線バス!

小樽市 総合政策部 官民連携課 地域公共交通担当
(小樽市地域公共交通活性化協議会事務局)
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番3号
☎0134-32-4111 内線525
✉kotsu@city.otaru.lg.jp

免許返納者、転入者用チラシ↓

○免許返納者や転入者への公共交通に関する情報提供の実施【令和 5 年度～】

- ・免許返納者や転入者に対し、警察署や市役所での手続き時にチラシを提供し、公共交通の利用を促した。

（実施主体：市、協議会）

資 料 1-2

令和 7 年度 小樽市地域公共交通活性化協議会決算報告

歳 入

(単位:円)

科目	当初予算額	収入済額	比較	備考
補助金	3,571,000	7,620,000	4,049,000	市補助金 460,000 フィーダー補助 7,160,000
雑入	—	290	290	利息
合計	3,571,000	7,620,290	4,049,290	

歳 出

(単位:円)

科目	当初予算額	支出済額	比較	備考
事務費	10,000	3,630	▲6,370	振込手数料
事業費	3,561,000	7,610,000	4,049,000	人材確保事業 450,000 フィーダー補助 7,160,000
合計	3,571,000	7,613,630	4,042,630	

※令和 7 年度分から、フィーダー補助の補助対象事業者が協議会となるため、協議会が交付申請をしてフィーダー補助を受け、バス事業者へ支給している。

歳入額	7,620,290
歳出額	<u>7,613,630</u>
差引額	6,660

歳入額 7,620,290 円と歳出額 7,613,630 円との差引額 6,660 円は、小樽市に返還。

小樽市地域公共交通活性化協議会

会 長 上 石 明 様

監 査 報 告 書

令和7年度小樽市地域公共交通活性化協議会決算について、決算書及び通帳、関係書類等を監査した結果、会計は適正に処理されていたことを認めましたので、報告いたします。

令和 8 年 5 月 21 日

監事

山本敏之



○「桂岡入口」バス停の新設及び運行ダイヤの改定（銭函桂岡線）【令和7年度】

1. 新設の経過について

- 北海道中央バス小樽桂岡線の廃止（令和7年9月末）に伴い、銭函桂岡線利用者が、ジェイ・アール北海道バス小樽線及び鉄道に乗り継ぎしやすくなるよう、町会、北海道中央バス及び市で検討を行った。
- その結果、「桂岡入口」バス停を新設するとともに、運行ダイヤを改定し、令和7年10月1日から実施した。

2. 内 容（令和7年10月1日から実施）

●バス停新設（銭函駅方面行きのみ）

- ラルズマート桂岡店横に「桂岡入口」バス停を新設。
- JHB小樽線への乗り換えに要する移動距離が200m程度短縮。（300m → 100m）

●ダイヤ調整

○ジェイ・アール北海道バスとの乗り継ぎ（桂岡バス停）

- ・小樽行き 平日：10時台を調整。
土日：9時台、11時台を調整。
- ・小樽からの戻り 平日：16時台を調整。
土日：14時台を調整。

○鉄道との乗り継ぎ（JR銭函駅）

- ・これまでわずかなタイミングで乗り継ぎができなかったダイヤについて、夕方時間帯を中心に調整。

（実施主体：地元町会、交通事業者、市）



○バス運行費（市内路線）に対する市補助の実施【令和3年度～】

- ・市補助26,504千円（実施主体：市）

○バスダイヤの改正【令和3年度～】及び

冬季におけるオーバーツーリズム対策【令和7年度～】

- ・R7冬ダイヤ：乗務員不足及び利用実態に応じた減便を実施。

【平日】765便→742便（▲23便）【土日祝】568便→534便（▲34便）※スクール便除く

- ・天狗山線及び水族館線において、冬季（12～2月）のオーバーツーリズム対策として、
直行便を運行（天狗山線6便、水族館線12便。平日、土日祝とも。上記運行便数に含む）

- ・R8夏ダイヤ：乗務員不足及び利用実態に応じた減便を実施。

【平日】742便→715便（▲27便）【土日祝】534便→512便（▲22便）※スクール便除く

※R7冬ダイヤには、天狗山線及び水族館線の直行便（18便）、並びに例年実施されている天狗山線の冬季増便（2便）を含む。

（実施主体：交通事業者）

○自動運転E Vバスの実証運行【令和7年度】（実施主体：市）

令和7年8月18日～31日の14日間、将来的に乗務員不足解消の手段となり得る自動運転E Vバスの導入に向けた実証運行を行い、導入に係る課題の抽出や自動運転バスに対する市民意識の醸成を図った。

◎実証結果

- ・乗車人数757名（予約者280名）、自動運転率65.8%、定時走行率100%、重大インシデント及び運休0件
- ・市民生活や観光活動が混在する本市特有の環境下において、乗務員が同乗する条件下（レベル2相当）では安定的かつ安全に運行可能であることが示された。
- ・利用者は乗車時の安心感を評価しているほか、高齢者などの移動手段として期待しているなど、自動運転バスに対する理解と受容は進んでおり、本市における社会的受容性は高い水準にあると推察される。
- ・一方、技術的な課題も確認されており、完全自動運転（レベル4相当）に向けては、センサー性能や認識・制御技術の進化が必要であることが明らかとなった。
- ・これらの課題は、現状の技術レベルのまま実証を継続するだけでは解決が困難であるため、今後は、こうした技術の開発状況を踏まえつつ、次回の実証時期について検討していく。

○路線廃止により地域外などへの移動が困難となる地域における 新たな移動手段の導入の検討【令和7年度～】（実施主体：市）

令和9年3月末で廃止となる北海道中央バス銭函桂岡線の代替としてコミュニティバスを導入することから、運行内容等について検討を行うとともに、地域への説明を実施した。

令和8年2月 6日：桂岡関係町会への説明会
令和8年2月10日：銭函連合町会への説明会
令和8年3月11日：桂岡住民説明会

※張碓～星野間の全町会に対し、
代替交通の概要について回覧を依頼。

- ◎3月11日の住民説明会の概要
 - ・意見の多くはダイヤ・バス停など運行内容の改善要望
 - ・張碓などへのルート拡大を求める意見もあったが、実現困難な旨を説明
- ◎今後の検討事項
 - ・桂岡小学校経由ルート
 - ・ダイヤ調整
 - ・桂岡入口バス停ベンチ設置
 - ・詳細決定時の説明会の開催

(施策 2) 持続可能な交通体系の構築

(施策 3) 市民・交通事業者・行政が連携・協働した公共交通利用に向けた仕組みづくり

○乗務員募集に向けた対策【令和 5 年度～】

小・中学校でのバス教室開催（実施主体：交通事業者、市）

- 小・中学生に路線バスの存在を身近に感じてもらい、積極的にバスを利用してもらうほか、乗務員の仕事に興味を持ってもらい、乗務員を将来の職業選択の選択肢の一つにしてもらうため、学校に開催を依頼し実施した。
- 実施小学校 6 校（10 回）



バス教室開催の様子

施策 1 地域公共交通網における利便性の強化

◎バス待ち環境の整備

- ・バスロケーションシステム活用の周知【継続】（R 3～）

- ・昨年度作成したバスロケーションシステムの操作手順資料を活用し、引き続き S N S などを通じて使用方法等を周知していきます。

【主な事業主体】行政、交通事業者、協議会

施策 2 持続可能な交通体系の構築

◎交通事業者への公的補助の実施

- ・国庫補助（フィーダー系統補助）の活用【継続】（R 3～）

- ・国庫補助（フィーダー系統補助）の活用を継続して実施します。

【主な事業主体】協議会

◎乗務員確保に向けた取組

- ・交通事業者及び市民の就職活動イベント等への参加促進【継続】（R 5～）
- ・S N S などを活用した乗務員不足に関する情報発信【継続】（R 5～）
- ・路線バス乗務員確保のための広告宣伝費に関する支援【継続】（R 7～）

- ・乗務員の採用増加に向け、求職者と交通事業者との接点を増加させるため、交通事業者に対し、市内で開催される企業説明会への出展を呼び掛けるとともに、市民に対しても説明会への参加を呼びかけます。
- ・求人情報や乗務員の社会的重要性などについて S N S などでも広く情報発信を行います。
- ・バス事業者が実施する乗務員募集に関する宣伝広告事業について支援を行います。

【主な事業主体】行政、交通事業者、協議会

施策 3 市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり

◎地域公共交通を守り、育てる市民意識の啓発の実施

- ・協議会 SNS や市の広報媒体による情報発信【継続】（R 4 ～）

協議会 SNS と市の広報媒体を活用し、日常的に公共交通に関わる情報を提供することで、普段利用されていない方にも公共交通に目を向けてもらい、市民みんなで公共交通を利用して守っていく意識を醸成できるよう啓発していきます。

【主な事業主体】協議会

施策 4 地域公共交通の利用促進策の展開

◎地域公共交通情報の発信

- ・免許返納者や転入者への公共交通に関する情報提供の実施【継続】（R 5 ～）
- ・（再掲）協議会 SNS や市 HP 公共交通サイトによる情報発信【継続】（R 4 ～）
- ・（再掲）バスロケーションシステム活用の周知【継続】（R 3 ～）

免許返納者や転入者に対し、警察署や市役所での手続き時にチラシを提供し、公共交通の利用を促します。

また、冬季以外における観光客のバス利用促進に向けた情報や市内バス路線のバスロケーションシステムの活用方法について、引き続き SNS など発信し、周知を図ります。

【主な事業主体】行政、協議会

資料 2-2

令和8年度 小樽市地域公共交通活性化協議会予算（案）

歳 入

（単位：円）

科目	前年度予算	今年度予算	増 減	備 考
補助金	3,571,000	2,598,000	▲973,000	市補助金 460,000 フィーダー補助 2,138,000
合計	3,571,000	2,598,000	▲973,000	

歳 出

（単位：円）

科目	前年度予算	今年度予算	増 減	備 考
事務費	10,000	10,000	0	振込手数料ほか
事業費	3,561,000	2,588,000	▲973,000	人材確保促進事業 450,000 フィーダー補助 2,138,000
合計	3,561,000	2,598,000	▲973,000	

施策2 持続可能な交通体系の構築

◎路線廃止により地域外などへの移動が困難となる地域における
新たな移動手段の導入の検討【継続】（R7～）

令和9年4月1日からの代替交通（コミュニティバス）導入に向けて検討を進めます。
【主な事業主体】行政、協議会

- ★運行概要（案）
- ・運行方法については、現在の銭函桂岡線の運行形態をベースに検討する。
- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 運行開始 | 令和9年4月1日～ |
| 運行主体 | 市（運行は交通事業者へ委託） |
| 運行態様 | 路線定期運行 |
| 運行車両 | マイクロバス車両（路線バス仕様：定員29名）1台 ※予備車1台 |
| 運賃 | 240円（現運賃をベースに検討） |
| 運賃支払い方法 | 現金、交通系IC、回数券、定期券（予定）ふれあい回数券利用については要協議 |
| 道路運送法上の位置づけ | 道路運送法第79条による運行（交通空白輸送を行う自家用有償旅客運送） |
- ・運行ルート及び運行ダイヤ（便数、時刻）は地域の意見を踏まえて決定する
※ルートについては、銭函3丁目ルートの見直しを検討（駅～能開大付近を循環化）しているが、地域との意見交換を踏まえ決定する。

★導入までの進め方	令和8（2026）年										令和9（2027）年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
バス車両リース入札・契約	←--→														
運賃、ルート、ダイヤの市案の検討	←--		--→												
地域への説明や意見交換	←--					--→									
【協議会の開催】					● 法第79条運行に係る運行計画の協議・了承 （運賃、ルート、ダイヤ）										
（協議会終了後）運行事業者の入札・契約					←--→										
運行条例制定									←--→						
運輸局への届出					市町村運営有償運送の事務手続き						←--			--→	
運行開始														→	

● 法第79条運行に係る運行計画の協議・了承（運賃、ルート、ダイヤ）

市町村運営有償運送の事務手続き

施策2 持続可能な交通体系の構築

◎交通事業者への公的補助の実施

- ・市補助の実施【継続】（R3～）

小樽市生活バス路線運行費補助金交付要綱に基づき、継続して実施します。

【主な事業主体】行政

◎乗務員確保に向けた取組

- ・小・中学校へのバス教室の周知、開催【継続】（R5～）

小・中学生にバス乗務員の業務を知ってもらい、将来の職業選択の一つとして認識してもらえよう、小・中学校でのバス教室について各学校に開催を依頼していきます。

【主な事業主体】行政、交通事業者

施策3 市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり

◎地域公共交通を守り、育てる市民意識の啓発の実施

- ・（再掲）小・中学校へのバス教室の周知、開催【継続】（R5～）

小・中学生に路線バスの存在を身近に感じてもらい、積極的にバスを利用してもらえよう、小・中学校でのバス教室について各学校に開催を依頼していきます。

【主な事業主体】行政、交通事業者

小樽市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

1. 計画について

- ・国の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の活用を目的に策定する計画。
- ・国庫補助対象路線を計画に登載する。

2. 令和9年度計画の申請

- ・令和9年度（R8.10.1～R9.9.30）の国庫補助申請に対し、事前に国から計画の認定を受けなければならない。
- ・計画の提出は協議会から行い、提出期限は令和8年6月末。

3. 対象となる路線

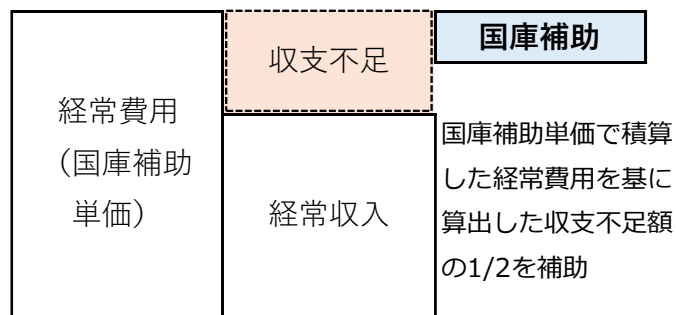
- ・「小樽と他地域を結ぶ路線」（鉄道や小樽・積丹間などのバス路線）に接続する市内バス路線（実際は市内全路線）のうち、計画に登載する路線は以下のとおり。
- ・塩谷線
- ・小樽ベイビュータウン線
- ・新光・ばるて築港線
- ・銭函・桂岡線

※2年連続黒字となった路線は、今後対象外となる。

4. 補助額

- ・国庫補助単価で計算した経常費用から経常収入を差引いた額（収支不足額）の1/2

◎国庫補助の算定



※国庫補助で賄えない収支不足は市が補助しており、当該負担分は要件を満たす場合に特別交付税措置の対象となる。

5. 過去の補助額の実績

令和3年度：6,887 千円 令和4年度：9,022 千円 令和5年度：8,079 千円
 令和6年度：8,174 千円 令和7年度：7,160 千円

令和8年6月 日

(名称) 小樽市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

小樽市の公共交通は鉄道、路線バス、タクシーで構成されており、市内を東西に走る鉄道や広域バス路線が幹線の役割を果たし、さらに市内にくまなく張りめぐらされたバス路線網のほかタクシーが、通勤・通学・通院・買い物等、市民生活に関連した地域内の移動手段として欠かせない役割を果たしている。

しかし、市内の路線バスは、人口減少による利用者減少や地形的要因により運行経費がかさむこと、燃油費をはじめとする物価高騰の影響などにより、収支不足が発生し、維持が困難な状況となっているため、地域内フィーダー系統補助等を活用し、地域住民の移動手段を維持・確保していく必要がある。

なお、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統について、「塩谷線」「小樽ベイビュータウン線」はＪＲ函館線小樽駅を起点としている。また、「新光・ぱるて築港線」はＪＲ函館線小樽築港駅を経由し、「銭函・桂岡線」はＪＲ函館線銭函駅を起点としている。

これらの系統は、鉄道や広域バス路線による地域間の移動と地域内の移動をつなぐ重要な路線であり、これらを維持・確保することで、地域住民の生活を支える移動手段を確保するとともに、地域内外の移動時における利便性を確保することができる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【路線ごとにおける１便当たりの利用者の目標値（前年実績値）】

1	塩谷	27.5 人/便	(令和7年度	26.1 人/便)
2	小樽ベイビュータウン	14.9 人/便	(令和7年度	13.9 人/便)
3	新光・ぱるて築港	14.5 人/便	(令和7年度	13.1 人/便)
4	銭函・桂岡	10.5 人/便	(令和7年度	9.9 人/便)

(2) 事業の効果
。バス路線を維持することで、高齢者などの交通弱者にとって日常生活に必要不可欠な移動手段が確保できる。 。市民生活の利便性が向上することにより人口の流出を防ぐとともに、市外からの移住促進に貢献することができる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ SNSでの利用促進に関する情報発信 ・ 転入者や免許返納者を対象とした利用促進チラシの配布 (いずれも実施主体は協議会) ・ 小・中学校でのバス教室の開催 (実施主体は事業者及び市)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る 4 路線について、その運行に係る費用総額 120,689 千円のうち、小樽市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
。利用者数などについて、事業者からヒアリングを実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表5のとおり

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

① 車両の代替による費用削減等の内容

※該当なし

② 代替車両を活用した利用促進策

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
(1) 令和8年1月8日(木) 令和7年度第2回小樽市地域公共交通活性化協議会 ※書面開催 主な内容 協議事項「令和7年度小樽市地域公共交通網形成計画に係る事業計画」における「国庫補助(フィーダー系統補助)の活用」について、委員の過半数から承認を得た。 (2) 令和8年6月4日(木) 令和8年度第1回小樽市地域公共交通活性化協議会 主な内容 協議事項「小樽市地域内フィーダー系統確保維持計画」(案)について協議した。
19. 利用者等の意見の反映状況
地域住民及び利用者として参画している当協議会委員からの意見を反映

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道小樽市花園2丁目12番1号

(所 属) 小樽市総合政策部官民連携室

(氏 名) 太田中 康宏

(電 話) 0134-32-4111 (内線 525)

(e-mail) kotsu@city.otaru.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地 営業区域	終点						運行態様の別	基準Aで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
小樽市	北海道中央バス株式会社	(1) 塩谷線	本局前	長橋中学校	塩谷海岸	往 9.1km 復 9.1km	365 日	5,078.5 回			路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(2) 小樽ベイビュータウン線	小樽駅前	朝里町	ベイビュータウン	往 km 復 8.2km	241 日	120.5 回			路線定期運行	①・②(1)	小樽駅前にて積丹線などの地域間幹線系統やJR線との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(3) 新光・ばるて築港線	済生会小樽病院	ばるて築港	小樽自動車学校前	往 6.7km 復 6.1km	241 日	241.0 回			路線定期運行	②(1)	ばるて築港にて小樽市内線やJR線(小樽築港駅)との乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(4) 銭函・桂岡線①	銭函浄水場		銭函駅前	往 4.3km 復 4.3km	360 日	2,761.0 回			路線定期運行	②(1)	銭函駅にてJR線と、桂岡にてJRバスとの乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③
		(5) 銭函・桂岡線②	銭函浄水場	銭函駅前	銭函パークゴルフ場	往 6.4km 復 6.4km	361 日	963.0 回			路線定期運行	②(1)	銭函駅にてJR線と、桂岡にてJRバスとの乗り継ぎを考慮して運行ダイヤを設定	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

路線バスの協議運賃改定の検討について

【運賃改定の検討について】

令和 6 年 4 月にバス乗務員の働き方に関するルールが見直されて以降、長時間労働の抑制などが進められており、従来と同様の運行水準を維持するためには、これまで以上に乗務員数を確保する必要が生じている。

しかし、全国的に乗務員不足は深刻化しており、拘束時間の長さや他産業と比較して低い給与水準などを背景に、人材確保は困難な状況にある。

本市においても、事業者は乗務員の処遇改善や労働環境の整備に取り組んでいるものの、乗務員数の確保は十分に進まず、在職者の高齢化に伴う定年退職の増加により、路線の維持が困難な状況が生じている。

将来にわたり路線を維持していくには、さらなる処遇改善などを通じて人材を確保することが急務となっており、そのための原資の確保が課題となっている。

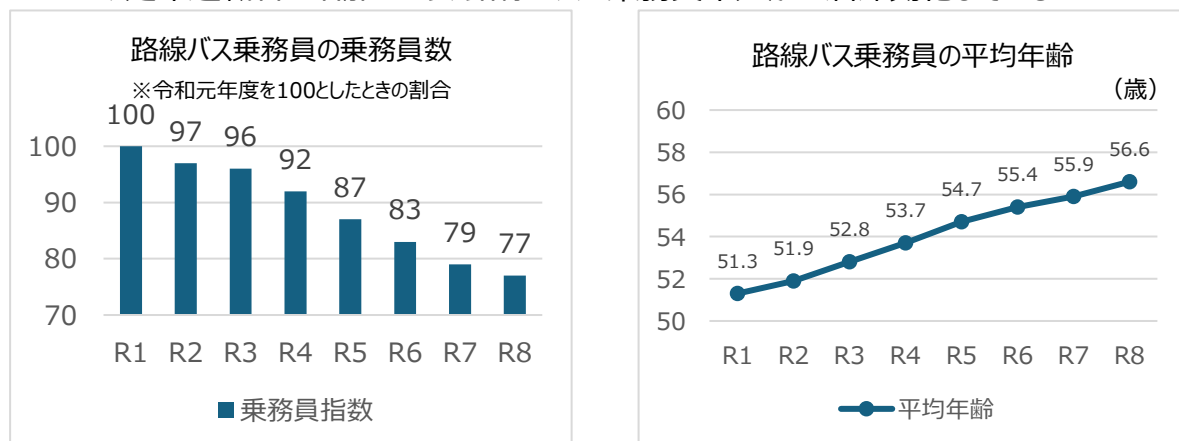
運行費用が高騰する中、必要な原資を確保するには、市内均一運賃の改定が必要であるとの申出が事業者よりあったことから、協議会に協議運賃分科会を設置し、改定について検討を行う。

【路線バスの運行をめぐる現状】

① 路線バスの乗務員不足、乗務員の高齢化

路線バス乗務員数は減少傾向にあるとともに、新規採用が進まない中、乗務員の高齢化が進行しており、今後、路線バスを支える人材の確保が大きな課題となっている。

また、定年退職者の増加により、路線バスの乗務員不足が一層深刻化している。



※乗務員数・平均年齢ともに、市内路線バス 3 社（北海道中央バス・ジェイ・アール北海道バス・ニセコバス）合計

② 路線バスの乗務員の給与水準

路線バス事業者は給与水準の引上げや職場環境の改善などの処遇改善に努めているものの、全国の全産業平均を下回っている状況にある。

これに加え、物価上昇等により運行費用が増加しており、現行の収入構造のままでは、さらなる処遇改善を十分に進めることが困難となっている。

一方、貸切バスにおいては、令和7年11月、国は、運転手不足の解消を図るため、運転手の給与水準を全国の全産業平均に引き上げることを考慮した運賃の改定を行ったところである。

全国の全産業平均	546万円
市内路線バス3社 平均	492万円

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、市内路線バス3社（北海道中央バス・ジェイ・アール北海道バス・ニセコバス）
いずれも令和7年度。

【市内の運賃の改定状況】

過去においては、2～6年に1回程度、運賃改定が実施されており、平成26年4月に消費税率の引上げに伴う価格転嫁のほか、直近では令和2年4月に収支不足解消を図るため、市内均一運賃の改定が行われた。

<市内均一運賃区間における運賃改定状況>

- ・H1.11.1 140円 ⇒ 150円
- ・H2.11.1 150円 ⇒ 160円
- ・H4.11.1 160円 ⇒ 170円
- ・H6.11.1 170円 ⇒ 180円
- ・H8.11.1 180円 ⇒ 190円
- ・H11.5.1 190円 ⇒ 200円
- ・H20.5.1 200円 ⇒ 210円
- ・H26.4.1 210円 ⇒ 220円（消費税増税に伴う運賃改定）
- ・R02.4.1 220円 ⇒ 240円（市内均一区间協議運賃導入）

【（参考）道内のバス路線における運賃改定事例】

実施時期	市町村	バス事業者	改定内容
R5.12	苫小牧市	道南バス	・各路線で平均22.1%の値上げ ・市内特殊区間運賃の値上げ 1区：210円→230円 2区：250円→280円 3区：290円→320円 など
R6.12	札幌市	北海道中央バス ほか (協議運賃)	・市内各路線で平均19.9%の値上げ ・市内均一運賃の値上げ 1区：210円→240円 2区：240円→270円
	※R9.4に向け、運賃改定を検討中		
R6.12	北広島市 岩見沢市	北海道中央バス (協議運賃)	・市内均一運賃の値上げ 200円→240円
R7.4	室蘭市ほか	道南バス	・各路線で平均11.51%の値上げ ・市内特殊区間運賃の値上げ（室蘭市） 1区：210円→230円 2区：250円→280円 3区：290円→320円 など
R7.12	札幌市ほか	ジェイ・アール北海道バス	・各路線で平均24.5%の値上げ ・初乗り運賃の値上げ 180円→220円
R8.1	北見市	北海道北見バス (協議運賃)	・市内均一運賃の値上げ 210円→270円
R8.9（予定）	旭川市	旭川電気軌道	・市内各路線で平均27.2%の値上げ ・市内均一運賃の値上げ 半区：200円→250円 1区：220円→280円 2区：250円→320円 3区：270円→350円 など

【協議運賃検討の概要・想定スケジュール】

① 改定する場合の時期 ： 令和9年4月（予定）

② 対象路線（協議運賃路線）： 小樽市内路線（均一運賃区間）

③ 運賃改定の検討・決定について

市民アンケートなどによる住民、バス利用者などの意見を踏まえ、協議運賃分科会において協議の上、決定する。

※運賃の最終決定は事業者による申請・認可による。

④ 運賃改定が行われる場合の想定スケジュール

	6月	7月	8月	翌年1・2月	翌年4月
地域公共交通活性化協議会 ※本日 (協議運賃改定の検討開始・協議運賃分科会の設置)	➡				
協議運賃分科会 ※本日 (協議運賃改定の進め方について)	➡				
住民、利用者等の意見を反映させる措置 (公聴会、アンケート、パブリックコメント等)	➡	➡			
協議運賃分科会 (運賃改定の可否及び内容について)			➡		
地域公共交通活性化協議会 (分科会の協議結果の報告)			➡		
運輸局への申請（バス事業者）				➡	
運賃改定実施					★

協議運賃分科会の設置及び関係要綱等の改正について

1. 趣旨

一般乗合旅客自動車運送事業における乗合バスの運賃及び料金（以下「運賃等」という。）については、国が認可する運賃等の上限の範囲内で各事業者が定めた運賃等のほか、道路運送法（以下「法」という。）において協議が調った運賃等（以下「協議運賃」という。）がある。

協議運賃については、法第9条第4項に基づく協議を行う必要があるが、協議は、地域公共交通活性化協議会とは別に構成員を限定して協議することとされている。

このため、協議運賃に関する協議を行う会議体として、新たに「協議運賃分科会」を設置する。

また、本分科会の設置にあたり、別紙のとおり、「小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱」及び「小樽市地域公共交通活性化協議会分科会規程」の所要の改正を行うこととする。

なお、本分科会は、運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに設置する。

道路運送法の改正（R5.10.1）

1 法改正前

○「地域公共交通会議又は（活性化再生法に基づく）協議会」において協議を整え、国土交通大臣に届出

【参考】道路運送法 9 条 4 項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

同法施行規則 9 条 2 項概要

法第 9 条第 4 項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

2 法改正後

○公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く

【参考】道路運送法 9 条 5 項概要

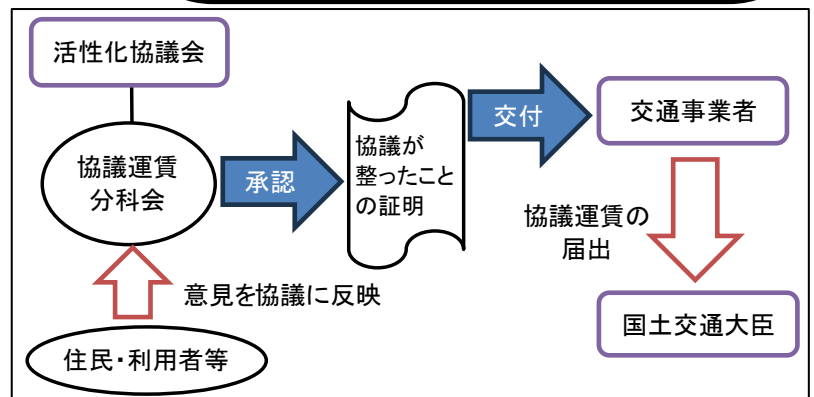
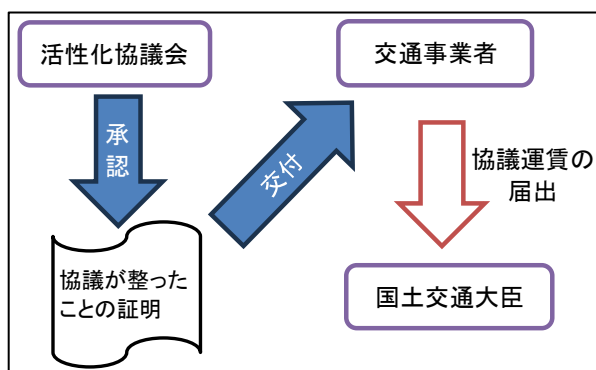
市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、予め、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

○協議会において協議

【参考】道路運送法 9 条 4 項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者



（運賃）協議会の進め方の例について

○開催方法

・一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第 9 条第 4 項に規定する協議会（以下、「運賃協議会」とする。）において協議を行う必要があります。

・運賃協議会の設置方法について、例えば以下の方法が考えられます。

地域公共交通会議の要綱に

①「乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行う」旨の規定の追加

②「運賃協議分科会」や「運賃協議WGJ」にて協議を行う旨の規定の追加 → **別紙のとおり**

その他、運賃協議会を新たに設置する方法などが考えられます。

・独禁法に抵触しないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催する必要があります。

※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で行うなどの留意が必要です。また、地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行う方法も考えられます。

※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように 1 事業者毎に協議が必要となります。

（参考）関東運輸局資料抜粋

2. 協議運賃分科会の構成員について

協議運賃分科会は法第9条第4項の規定に基づき、下記の者をもって構成する。

- (1) 小樽市総合政策部長
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
- (3) 北海道運輸局札幌運輸支局が指名する者
- (4) 関係住民の意見を代表する者（市民、バス利用者等）として市長が指名する者

※道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。
 - 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
 - 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
 - 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- 5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）

制定 平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日市長決裁

（設置）

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、小樽市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市内における地域公共交通の在り方に関する事項
- (2) 網形成計画の策定又は変更に関する事項
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (5) 市運営有償運送の必要性又は旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 生活交通確保維持改善計画に関する事項
- (7) その他協議会が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市長の指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者
- (3) 旅客鉄道事業者
- (4) 住民又は地域公共交通の利用者
- (5) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長の指名する職員
- (6) 国土交通省北海道運輸局鉄道部長の指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- (8) 学識経験者
- (9) 道路管理者
- (10) 北海道後志総合振興局長の指名する職員
- (11) 北海道札幌方面小樽警察署長の指名する職員

（役員の定数及び選任）

第 4 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 1 人

(3) 監事 1人

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長及び監事は、会長の指名により定める。
- 4 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。ただし、公募又は小樽まちづくりエントリー制度により委員となった者は、この限りでない。
- 5 前項の代理者は、委員とみなす。
- 6 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 9 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を開かずに、回議によって議決することができる。
 - (1) 協議事項が軽易なものであるとき。
 - (2) その他やむを得ない理由があるとき。

(分科会)

第8条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討、協議を行うため、必要に応じ、分科会を置くことができる。ただし、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等の協議については、分科会を置くこととし、当該分科会において協議を行う。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
- 3 協議会は、分科会が第2条第4号のうち、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等及び第6号について協議し決議したときは、分科会の決議を持って協議会の決定とする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、小樽市総合政策部に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第 1 0 条 協議会が行う事業等に要する経費は、小樽市の負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第 1 1 条 協議会の予算編成、現金の出納その他協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（謝金）

第 1 2 条 委員は、謝金を受けることができる。

- 2 前項に規定する謝金の額は、会議出席 1 回につき 5 , 9 0 0 円とし、その都度支給する。ただし、回議による開催を除く。

（協議会が解散した場合の措置）

第 1 3 条 協議会が解散するときは、協議会の収支は、解散の日をもって終了し、会長であった者がこれを決算する。

（補則）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日から施行する。

（最初の委員の任期）

- 2 この要綱の施行後の最初の委員の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、委嘱の日から綱形成計画策定の日までとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 3 0 年 2 月 1 4 日から施行する。

この要綱は、平成 3 1 年 3 月 2 7 日から施行する。

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 月 日から施行する。

小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
第 1 条～第 7 条 （略） （分科会） 第 8 条 協議会は、第 2 条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討、協議を行うため、必要に応じ、分科会を置くことができる。 第 9 条～第 1 4 条 （略） 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日から施行する。 （最初の委員の任期） 2 この要綱の施行後の最初の委員の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、委嘱の日から網形成計画策定の日までとする。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 3 0 年 2 月 1 4 日から施行する。 この要綱は、平成 3 1 年 3 月 2 7 日から施行する。 この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。	第 1 条～第 7 条 （略） （分科会） 第 8 条 協議会は、第 2 条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討、協議を行うため、必要に応じ、分科会を置くことができる。<u>ただし、道路運送法第 9 条第 4 項に規定する運賃等の協議については、分科会を置くこととし、当該分科会において協議を行う。</u> 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 3 協議会は、分科会が第 2 条<u>第 4 号のうち、道路運送法第 9 条第 4 項に規定する運賃等及び</u>第 6 号について協議し決議したときは、分科会の決議を持って協議会の決定とする。 第 9 条～第 1 4 条 （略） 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日から施行する。 （最初の委員の任期） 2 この要綱の施行後の最初の委員の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、委嘱の日から網形成計画策定の日までとする。 附 則 （施行期日） この要綱は、平成 3 0 年 2 月 1 4 日から施行する。 この要綱は、平成 3 1 年 3 月 2 7 日から施行する。 この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 <u>この要綱は、令和 8 年 月 日から施行する。</u>

小樽市地域公共交通活性化協議会分科会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、小樽市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 分科会は、要綱第2条各号に掲げる事項について、専門的な協議、検討及び調整を行うものとする。

（組織）

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

- 2 分科会を構成する委員（以下「分科会員」という。）は、協議会の委員の中から協議会の会長が指名する。ただし、協議運賃分科会の分科会員であって、道路運送法第9条第4項第4号の規定による分科会員は、市長からの指名を併せて受けた者とする。

（分科会長）

第4条 分科会に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、協議会の会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 4 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、分科会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 分科会員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。ただし、公募又は小樽まちづくりエントリー制度により分科会員となった者は、この限りでない。
- 6 前項の代理者は、分科会員とみなす。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 8 分科会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を開かずに文書による回議をもってこれに代えることができる。
 - (1) 協議事項が軽易なものであるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があるとき。

(協議結果の取扱い)

第6条 分科会長は、会議の協議、検討及び調整の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

2 別表に定める協議運賃分科会において協議が調った事項については、分科会長は協議会に報告するとともに、協議が調ったことを証する書類を事業者に交付するものとする。

(謝金)

第7条 謝金は、小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱第12条の規定による。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、協議会事務局が行う。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮って定める。

附則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

この規程は、令和8年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
地域公共交通分科会	■市内における地域公共交通の在り方に関する事項 ■交通網形成計画の策定又は変更に関する事項 ■その他協議会の会長が必要と認める事項
<u>協議運賃分科会</u> <u>（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に基づき運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに設置）</u>	<u>■道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃等に関する事項</u> <u>■その他分科会長が必要と認める事項</u> <u>※当該分科会における協議事項に係る協議は、非公開で行うものとする。ただし、分科会長が認めた場合は、公開することができる。</u>
生活交通確保維持改善計画分科会	■生活交通確保維持改善計画に関する事項

小樽市地域公共交通活性化協議会分科会規程の一部改正 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
第1条～第2条 （略） （組織） 第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。 2 分科会を構成する委員（以下「分科会員」という。）は、協議会の会長が指名する。 第4条 （略） （会議） 第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、議長となる。 2 （略） <u>3</u> 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 <u>4</u> 分科会員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。ただし、公募又は小樽まちづくりエントリー制度により分科会員となった者は、この限りでない。 <u>5</u> 前項の代理人は、分科会員とみなす。 <u>6</u> 分科会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を開かずに文書による回議をもってこれに代えることができる。 （1）協議事項が軽易なものであるとき。 （2）前号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があるとき。 （報告） 第6条 分科会長は、会議の協議、検討及び調整の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。 （謝金） 第7条 謝金は、小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱第<u>10</u>条の規定による。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。 第8条～第9条 （略）	第1条～第2条 （略） （組織） 第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。 2 分科会を構成する委員（以下「分科会員」という。）は、<u>協議会の委員の中から</u>協議会の会長が指名する。<u>ただし、協議運賃分科会の分科会員であって、道路運送法第9条第4項第4号の規定による分科会員は、市長からの指名を併せて受けた者とする。</u> 第4条 （略） （会議） 第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、議長となる。 2 （略） <u>3 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> <u>4</u> 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 <u>5</u> 分科会員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。ただし、公募又は小樽まちづくりエントリー制度により分科会員となった者は、この限りでない。 <u>6</u> 前項の代理人は、分科会員とみなす。 <u>7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</u> <u>8</u> 分科会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を開かずに文書による回議をもってこれに代えることができる。 （1）協議事項が軽易なものであるとき。 （2）前号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があるとき。 （協議結果の取扱い） 第6条 分科会長は、会議の協議、検討及び調整の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。 <u>2 別表に定める協議運賃分科会において協議が調った事項については、分科会長は協議会に報告するとともに、協議が調ったことを証する書類を事業者に交付するものとする。</u> （謝金） 第7条 謝金は、小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱第<u>12</u>条の規定による。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。 第8条～第9条 （略）

附則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
地域公共交通分科会	■市内における地域公共交通の在り方に関する事項 ■地域公共交通網形成計画の策定又は変更に関する事項 ■その他協議会の会長が必要と認める事項
生活交通確保維持改善計画分科会	■生活交通確保維持改善計画に関する事項

附則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

この規程は、令和8年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
地域公共交通分科会	■市内における地域公共交通の在り方に関する事項 ■地域公共交通網形成計画の策定又は変更に関する事項 ■その他協議会の会長が必要と認める事項
<u>協議運賃分科会</u> <u>（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に基づき運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者ごとに設置）</u>	■ <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する運賃等に関する事項</u> ■ <u>その他分科会長が必要と認める事項</u> ※当該分科会における協議事項に係る協議は、非公開で行うものとする。ただし、分科会長が認めた場合は、公開することができる。
生活交通確保維持改善計画分科会	■生活交通確保維持改善計画に関する事項

令和 8 年（2026 年）6 月 4 日

関 係 各 位

北海道中央バス株式会社

銭函桂岡線の廃止について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊社バス事業の運営、路線バスの運行に際し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では乗務員不足の他、収支、利用状況等を総合的に踏まえ、下記のとおり令和 9 年 3 月末日をもって銭函桂岡線を路線廃止する予定でございます。

ご利用のお客様には大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 実施予定日

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日（木）

※ 令和 9 年（2027 年）3 月 31 日（水）の運行終了をもって路線廃止

2. 対象路線

銭函桂岡線〔銭函浄水場～銭函駅前～銭函 3 丁目・パークゴルフ場〕

運行便数…銭 函 駅 前 発 着 系 統 平日 16 便・土日祝 14 便

銭函 3 丁目・パークゴルフ場発着系統 平日 6 便・土日祝 4 便

3. 運賃

銭 函 浄 水 場 ～ 銭 函 駅 前…片道大人 240 円、小人 120 円

銭函浄水場～銭函パークゴルフ場…片道大人 280 円、小人 140 円

4. 地域説明

- ・令和 8 年 2 月 6 日 桂岡連合町会
- ・令和 8 年 2 月 10 日 銭函連合町会
- ・令和 8 年 3 月 11 日 住民説明会
- ・令和 8 年 6 月 20 日 住民説明会 予定

以 上